

羽田空港新飛行経路の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（案）について

令和 2 年 3 月からの羽田空港の機能強化に伴い、新たに川崎市川崎区上空も離陸経路となったことから、環境基本法（以下「法」という。）に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（以下「類型指定」という。）を行うこととした。

1 航空機騒音に係る環境基準について

環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、法第16条第1項に基づき、国が定めるものである。

航空機騒音に係る環境基準については、環境庁告示*により定められており、本県ですでに類型指定している厚木飛行場と同様、羽田空港にも適用される。

この環境基準は、2つの類型（Ⅰ、Ⅱ）に分類され、それらの類型を実際に当てはめる地域の範囲の指定については、法第 16 条第 2 項に基づき、都道府県知事が行うこととなる。

環境基準の類型指定が行われることにより、事業者は必要な騒音防止対策を実施することになる。

〈航空機騒音に係る環境基準〉

※昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号

地域の 類型	当てはめる地域	基準値
Ⅰ	専ら住居の用に供される地域	57 デシベル 以下
Ⅱ	Ⅰ 以外の地域であつて通常的生活を保全する必要がある地域	62 デシベル 以下

2 類型指定（案）について

類型指定に当たっては、国が定めた事務処理基準（以下「処理基準」という。）に基づき、「当てはめる地域の用途地域等の考え方」、「当てはめる地域の範囲」及び「当てはめる類型」について検討した。

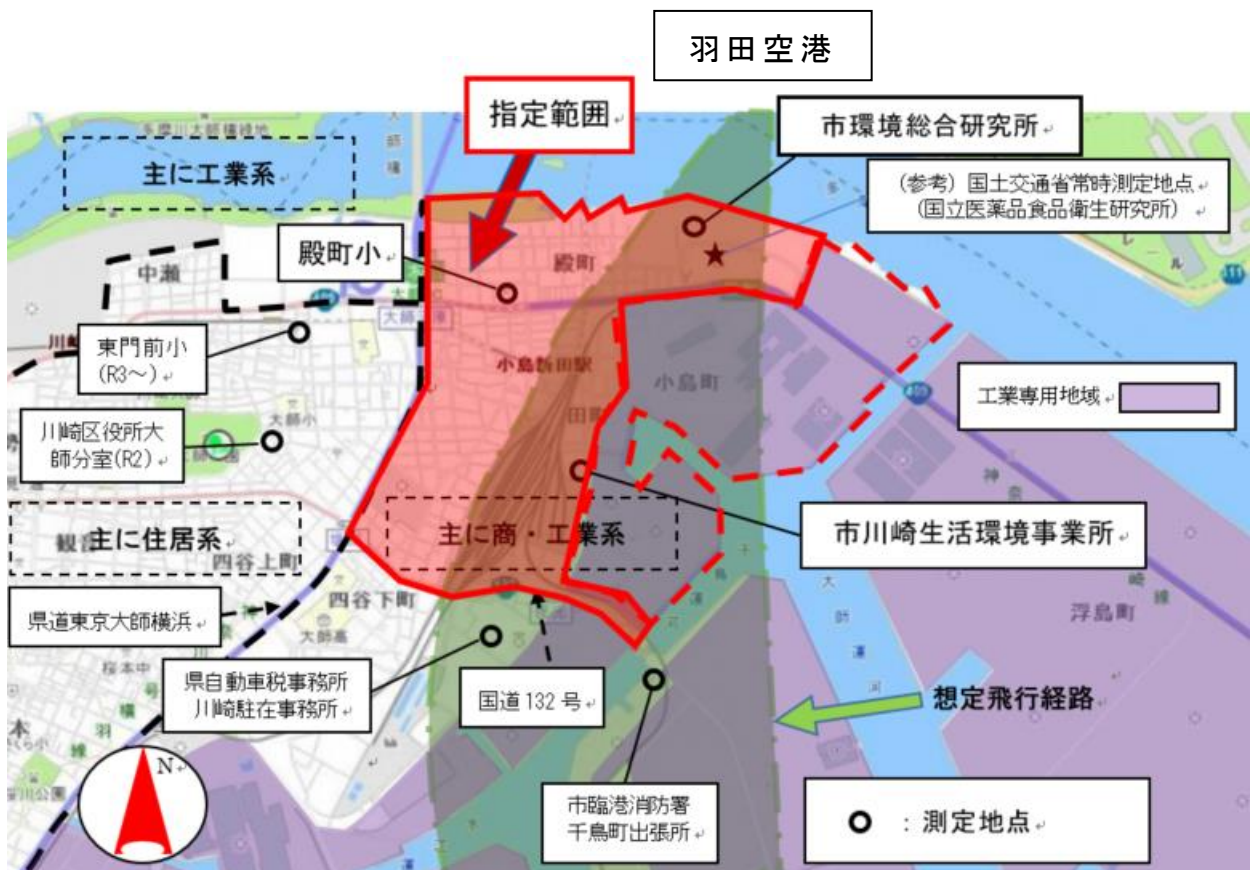
（1）当てはめる地域の用途地域等の考え方

- 本県では、厚木飛行場周辺の類型指定において、処理基準で示された用途地域（第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域）に加えて、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び用途地域が定められていない地域についても、居住環境の実態を鑑み、類型Ⅰの「専ら住居の用に供される地域」に該当するものとして取扱っている。
- 羽田空港周辺における類型指定にあっても、厚木飛行場周辺と同様に取り扱うこととする。
- 工業専用地域や海上等は、処理基準において、「航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域」には当たらず、類型の当てはめは行わないこととされているため、当てはめは行わない。

（2）当てはめる地域の範囲

- 類型指定は、基準値を超えるおそれのある範囲に対して行う。その際、「類型指定の範囲等を決定するための数値」の設定については、過去の厚木飛行場（本県）や東京都（羽田）における対応と同じく、「環境基準 - 5dB」が適当と考える。
- 類型を当てはめる地域の範囲は、令和2年度から4年度にかけて実施した新飛行経路の周辺の騒音測定（6地点：内1地点位置変更あり）の結果に基づき検討を行った。
- 上記測定の結果に基づいた推計値から、環境基準を超過する見込みのある地点はなかったが、「環境基準 - 5dB」を超過する地点として川崎市環境総合研究所の1地点があった。
- 類型を当てはめる地域の範囲は、限られた地点における測定結果からの判断となるため、地域の継続性（繋がり）を考慮して幹線道路や運河で区分することとした。
- 区分する幹線道路や運河は、図に示すとおり、
 - ・ 新飛行経路の西方面については、飛行場に近く、「環境基準 - 5dB」以下である殿町小学校を含むよう、県道東京大師横浜までを区分する。

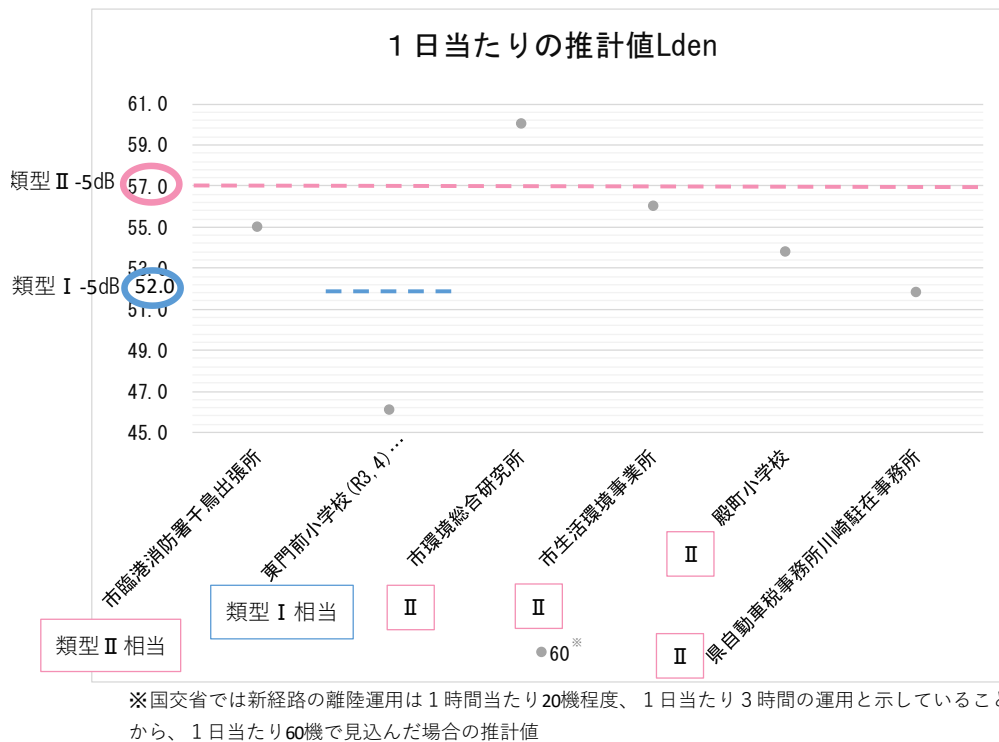
- ・ 南方面については、想定飛行経路に含まれ、「環境基準 - 5dB」以下である市生活環境事業所を含むよう、国道132号で区別する。
 - ・ 東方面については、想定飛行経路と西方面や南方面で「環境基準 - 5dB」以下である測定地点との距離による位置関係を勘案し、運河により区分する。
- 処理基準に則して、上記により区分された区域から工業専用地域を除いて指定する。



【図 測定地点及び指定範囲案】

※指定範囲(案)内の測定地点及び測定結果

測定地点	用途地域	類型	環境基準	位置
市環境総合研究所	準工業地域	類型Ⅱ	62dB以下	想定飛行経路内で、飛行場に近い。
市生活環境事業所	工業地域	類型Ⅱ	62dB以下	想定飛行経路に含まれる。
殿町小学校	準工業地域	類型Ⅱ	62dB以下	想定飛行経路に含まれないが、飛行場に近い。



(3) 当てはめる類型

(2) で選定した地域は商・工業系の用途地域であることから、類型 II に当てはまる。

(4) 類型指定案

川崎市川崎区のうち県道東京大師横浜と多摩川の右岸との交点を起点とし、同所から同川右岸に沿って東に進み多摩運河の西側の水際線との交点に至り、同所から同線に沿って南西に進み大師運河の北側の水際線との交点に至り、同所から同線を西に進み末広運河の東側の水際線との交点に至り、同運河の水際線に沿って南西に進み大師運河の西側の水際線との交点に至り、同線に沿って南に進み千鳥運河の北側の水際線との交点に至り、同線に沿って南西に進み国道 132 号との交点に至り、同所から同国道に沿って西に進み県道東京大師横浜との交点に至り、同所から起点に至る線により囲まれた区域(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業専用地域を除く。)

3 今後のスケジュール (予定)

- 令和 6 年 2 月 議会報告
- 3 月 川崎市に照会
- 6 月 類型指定に係る告示